

令和4年12月12日
気象庁大気海洋部
東京管区气象台

地震に伴う大雨警報（土砂災害）・注意報発表基準の暫定基準の廃止について

地震の影響による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった地域に適用していた、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）の暫定基準を廃止し、通常基準による運用に戻すこととします。

令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震により震度5強を観測した足立区、令和4年1月4日06時09分頃の父島近海の地震により震度5強を観測した小笠原村では、地盤の緩みを考慮し、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、東京都と共同で発表する東京都土砂災害警戒情報と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、東京都土砂災害警戒情報の発表基準を、令和4年12月13日をもって通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準についても通常基準に戻すこととしました。これにより都内の区市町村の大雨警報・注意報の発表基準は全て通常基準となります。

- 1 暫定基準廃止日時
令和4年12月13日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする区市町村
足立区、小笠原村

なお、大雨警報（土砂災害）のキキクル（危険度分布）^{*}についても、通常の基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

^{*}大雨警報（土砂災害）のキキクル（危険度分布）（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>）

…大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

（https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/bosai/doshakeikai.html#b）



問合せ先：大気海洋部 気象リスク対策課 担当 井川利江子
代表電話 03-6758-3900（内線 4220）